

長崎県犯罪被害者等支援条例の概要

第1 総則

【1. 目的】

- 犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、被害の早期回復・軽減、生活の再建を図る
- 誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する

【2. 定義】

- ①犯罪等 ②犯罪被害者等 ③犯罪被害者等支援
- ④事業者 ⑤二次被害 ⑥民間支援団体

【3. 基本理念】

- ①尊厳にふさわしい処遇の保障
- ②犯罪被害者等の個々の事情に応じた適切な支援の提供
- ③再び平穏な生活を営むことができるまでの間、途切れることのない支援の提供
- ④関係機関の相互の連携

【責務】

- 4. 県 5. 県民 6. 事業者
- 7. 市町の責務等 8. 民間支援団体

【9. 総合的支援体制の整備】

【10. 犯罪被害者等支援に関する計画】

【11. 財政上の措置】

【12. 施策の実施状況の公表】

第2 基本的施策

- 13. 相談及び情報の提供等
- 14. 経済的負担の軽減
- 15. 心身に受けた影響からの回復
- 16. 安全の確保
- 17. 居住の安定

- 18. 雇用の安定等
- 19. 県民の理解の増進
- 20. 学校における教育と支援
- 21. 人材の育成
- 22. 民間支援団体に対する支援